

持続可能な航空燃料（SAF）の 導入促進に向けた官民協議会 製造・供給WG（第4回） 事務局説明資料

**令和6年5月24日
資源エネルギー庁**

本日議論いただきたいこと

- エネルギー供給構造高度化法の告示において2030年のSAFの供給目標量を設定するにあたり、以下の7つの項目について、事務局から論点や方向性を提示させていただく。
 1. 供給目標量
 2. SAFの定義
 3. 対象期間
 4. 対象事業者／個社への目標割当量の方法
 5. 目標達成における柔軟性措置
 6. その他計画的に取り組むべき措置
 7. エネルギー供給構造高度化法外の規制・制度の在り方
- これらについて、構成員にご議論いただき、本日いただいたご意見を踏まえた告示方針案を作成し、官民協議会に報告することにした。

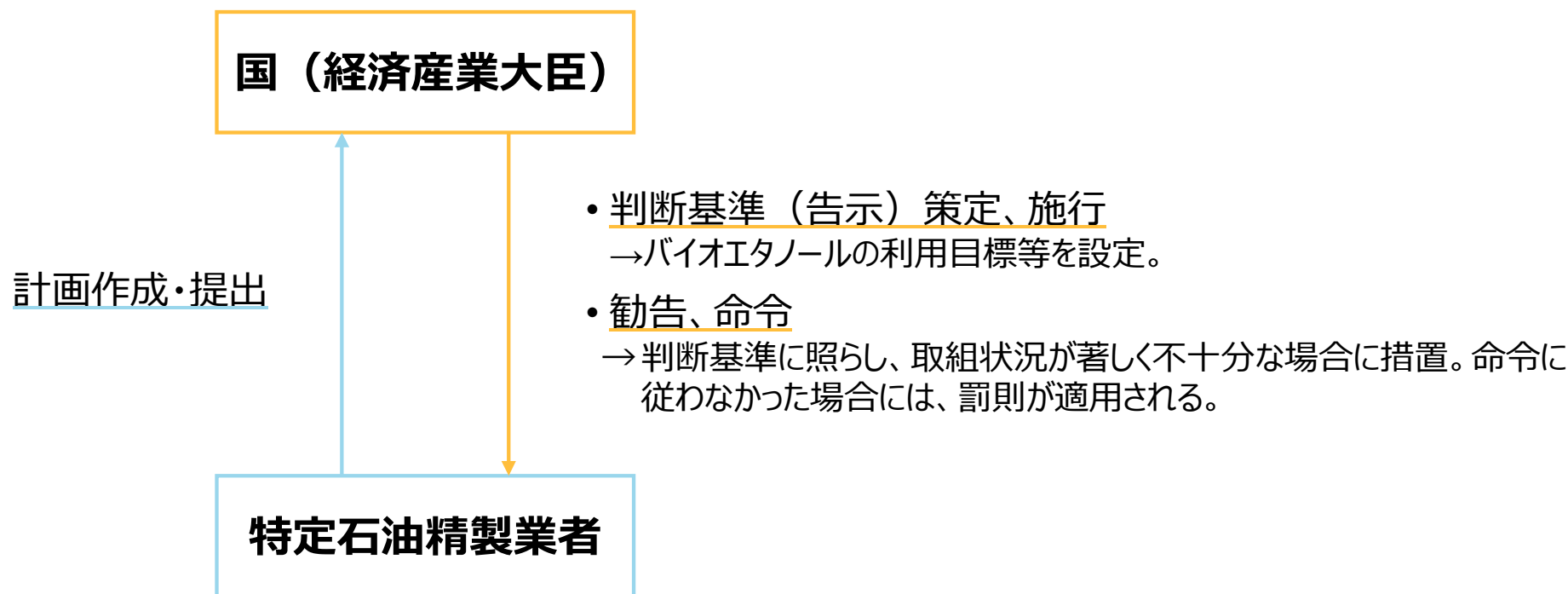
エネルギー供給構造高度化法におけるSAFの供給目標量の設定について

- エネルギー供給構造高度化法^(※1)は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用等を促進することで、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図ることを目的としている。
- 現在、同法の枠組みにおいて、経済産業大臣は、自動車用の燃料として利用されるバイオエタノールの利用目標等に関する「判断基準」(告示)を策定し、特定石油精製業者^(※2)に対して、バイオエタノールを年間50万KL利用(供給)することを義務づけている。
- 今後、同告示も参考に、エネルギー供給構造高度化法の告示において2030年のSAFの供給目標量を設定するにあたり検討すべき事項について、構成員からの意見等を踏まえ、議論を深めたい。

(※1) エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

(※2) 前年度の揮発油の製造・供給量が60万KL／年以上(現状、石油元売5社が対象)

＜バイオエタノールの利用目標等に関する告示の枠組み＞



SAFの供給目標量を設定するにあたり検討すべき事項①

2024年1月31日
SAFの導入促進に向けた
官民協議会(第4回)資料から抜粋

主な検討事項	検討の視点
SAFの定義	・<u>告示におけるSAFの定義（対象製法（e-SAF含む）、品質規格、持続可能性基準、GHG排出量の削減基準等）</u> ・<u>より炭素削減価値の高いSAFの供給を促すための措置</u> <参考> ➢ ICAO CORSIAに適格な航空用燃料として、非化石燃料由来のジェット燃料を利用する場合には、安全性や持続可能性基準の遵守の観点から、下記の2つの認証を取得する必要がある。 ①ASTM認証：安全性の確保の観点から認証取得が必要。 ②CORSIA適格燃料（CEF）認証：持続可能性基準の遵守の観点から認証取得が必要。 例えば、GHG排出量については化石燃料由来のジェット燃料比で10%以上削減することが求められる。 ➢ 2023年6月のG7三重・伊勢志摩交通大臣会合において、石油由来のジェット燃料と比較して、ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の過半数を削減し、ICAOが採択した厳密な持続可能性基準を満たす、SAFの導入促進のために協働すること等への合意。
供給目標量／対象期間	・2023年5月、SAF官民協議会（第3回）において、<u>供給目標量については、「国内における2030年の供給目標量を航空燃料消費量の10%」とする方針を提示</u> ・<u>2030年以降の供給目標の在り方</u> ・<u>供給目標量の算定の基になる、本邦空港で消費される2030年の航空燃料消費量の範囲</u> （航空路線の範囲：国際線／国内線、事業者の範囲：本邦エアライン／外航エアライン等） <参考> ➢ 国土交通省は、2030年時点のSAF使用量として、「本邦エアラインによる燃料使用量の10%をSAFに置き換える」との目標を設定。 また、本邦エアラインに対して、航空法における航空脱炭素化推進基本方針に基づき申請する脱炭素化推進計画において、同目標等の達成に向けた取組内容の提出を求める。

SAFの供給目標量を設定するにあたり検討すべき事項②

2024年1月31日
SAFの導入促進に向けた
官民協議会(第4回)資料から抜粋

主な検討事項	検討の視点
対象事業者／ 個社への目標割当量の方法	• <u>対象事業者、個社への供給目標量の割当方法</u> (対象事業者の例：航空燃料供給者／SAF混合事業者／ニートSAF生産事業者等) • <u>供給目標量として扱うSAFの管理方法</u> (現物管理／マスバランス管理（SAFとしての環境価値は証書取引とする）等） <参考> ➢ バイオエタノールの利用目標等に関する告示では、前年度の揮発油供給量が60万KL以上となる石油精製事業者（国内の石油元売り5社）を対象。 ➢ 個社への目標割当量については、前々年度の揮発油量の販売量に応じて按分。
目標達成における 柔軟性措置	• 供給側又は需要側の何らかの理由により<u>目標の達成が困難になった場合の未達量の取り扱い</u> <参考> • バイオエタノールの利用目標等に関する告示では、関連会社や他社との目標量の融通や、超過達成量／未達量の繰越が可能。災害その他やむを得ない事由により、目標を達成することが困難となる事象が発生した場合には、目標の引き下げなど目標達成における柔軟性措置に関する規定を定義。
その他計画的に取り組むべき 措置	<参考> • バイオエタノールの利用目標等に関する告示では、次世代エタノールの開発・導入に努めること、加工・混和の設備設置・改修に努めることを求める。
(その他) エネルギー供給構造高度化 法外の規制・制度の在り方	• <u>エネルギー供給構造高度化法に基づくSAFの供給目標量の設定以外のSAFの製造プロジェクトへの投資促進に資する規制・制度の在り方</u>